

農業再生協議会 担い手・農地だより



農事組合法人 山室 代表理事 大塚治男さんと組合員の皆さん
(向かって右から2番目が代表理事の大塚治男さん、左右は組合員の皆さん)

“農業を手段として各組織と連携し、中山間地域の 維持存続に取り組む”

農事組合法人 山室

伊那市高遠山室

伊那市高遠山室集落は、条件不利地域でありながら、平成7年度に中山間地域総合整備事業によるほ場整備を行い、これをきっかけに、当時の農業改良普及センターやJAのアドバイスを受けて、法人設立の準備を進め、平成17年10月に「農事組合法人 山室」を設立。

法人では、農地貸借や作業受委託による水稻や野菜の生産、市民農園（ふれあい農園）を開設。さらには法人産の酒米を使った地酒を地元酒造会社と商品化するなど地域資源の活用及び様々な団体・組織と連携することで、農地の維持保全・地域経済の活性化に貢献している。これらの活動が評価され、平成29年度農林水産省「豊かな村づくり全国表彰事業」農林水産大臣賞を受賞している。

Index

- 認定農業者 「農山室」
- 県・地域の動き 「農福連携シンポジウム」ほか
- 農業経営セミナー 「農業者の経営継承について」
- 支援の窓 「農地域計画のブラッシュアップ・実践等に活用できる支援策について」

地域住民が自発的に立ち上げた集落営農組織による 中山間地域の農業の存続と地域活性化への取組

中山間地域である伊那市高遠山室地域で、生産性や共同の利益を向上させると共に、他の組織との連携により農事組合の発展だけでなく、地域社会全体を持続させることを目指し、地域活性化に取り組む農事組合法人山室を紹介しま

集落営農組合法人、立上げの経過

山室地区は、伊那市の東部に位置し、三峰川の支流である山室川に沿って長く伸びる美しい棚田を有している中山間地域です。

しかし、高齢化、担い手の減少、小区画・不整形の圃場などの課題から耕作放棄が増加したことに対応するため、日七年〜一年に圃場整備事業の実施に取り組む等、農地維持のための活動をしてきましたが、担い手の減少等、地区内の農村存続には多くの課題がありました。

このため、危機感を持った地域有志が、対応策を模索するために、自主的に農家全戸

へアンケート調査を実施したところ「農用地の維持管理を個人ではなく営農組織で実施する」という方向が示されました。

このことがきっかけとなり、具体的な組織の在り方について検討が行われ、平成一七年に「農事組合法人山室」が設立されるに至りました。

農業経営の概況

(1)法人の組織体制

設立当初の法人は、理事五名（代表理事一名、総務担当一名、営農担当一名、機械担当一名、財務担当一名）、監事二名により組織され、先祖から受け継いだ農地・農業を守ることを第一の目的としながら、農業を通じて地域活性化に繋がる各種取組を主導してきました。

その後、農業情勢の変化に伴い平成二九年には理事を二名増やし、うち一名は当法人初の女性が理事となり、水稲、小麦などの穀類とは別に園芸担当として、果菜類の積極的導入が図られました。

また、新たに機械オペレーター運営担当理事も新設し、農業機械の安全管理、ロボット技術、ICTなどを利用したスマート農業導入に向けた検討も開始し、合理化・高品質化の推進体制を整えています。

現在、地区戸数が減少している中で「農事組合法人山室」へ参画している農家は全戸数四五戸のうち参画農家四〇戸（参画率八九％）、耕作面積は二一畝（集積率五四％）となっており、地域農業の担い手としては無くてはならない組織となっております。

(2)法人の経営内容

令和六年は、主体品目である水稲の栽培は酒米が一、四一六畝でコシヒカリが一五八畝ほどですが、酒米は地元酒造会社との契約栽培となっております。

また、水田転作作物としてそば二七〇畝、収益性向上のための園芸作物としてジュース用トマト一二畝、プロッコリー四二畝、ブッキー二二二畝栽培しています。



水田の栽培肥料無化学肥料無農薬

水稲四九〇畝と乾燥調製を四一、八六二畝ほど受託しており、その他として都市住民との交流を目的に、棚田オーナー制度をオーナー四九戸、区画六四区画（区画一畝）の規模で行っています。実際には区画の位置を指定して農地の貸し出しを行っている訳ではなく、一畝分の玄米六〇畝を米オーナーに提供しています。

農業経営の特徴

(1)環境に配慮した農業とスマート農業の導入

環境負荷軽減と経済性を両立することを目的に、水稲の酒米、コシヒカリ、そば蕎麦等土地利用型の品目について減農薬・一部無農薬無化学肥料に取組んできました。

また、最近ではスマート農業や農業のDX化に取組み、ドローン、自動給水栓、RC草刈機、RC水田抑草機、営農管理システム等を活用し、今年是一年生、来年は二年生



スマート農業の活用（水田自動給水栓）

(2)女性農業者の活躍による営農の推進（園芸品目の導入等）

法人設立時からの基幹品目は土地利用型作物の水稲でしたが、将来に向け、法人経営の安定を図るために新たな人材獲得と収益性が見込める果菜類などの園芸品目の積極的な導入に、平成二七年から取組んできました。

園芸品目はこれまでの経営品目と違い、きめ細かな作業を行う必要があり、また、機械主体の作業ではなく手作業が多く、初めての方でも取組みやすい品目であることから、女性を中心に、積極的な推進を図ってきました。

平成二八年には女性会員の発案で始めたジュース用トマトの試験栽培の管理を担ってもらい、条件不利地においても安定した生産量が見込めることを実証しました。ジュース用トマトは単価の変動が少なく、メーカー各社から増産の要望も強いことから、その後の法人の人材育成と経営の

になれる農業を推進しています。

継続性に貢献する重要品目となつていきます。



ジュース用トマトの収穫

(3) 都市住民との交流事業(ふれあい農園を活用した体験・交流)

市民農園の一部は「ふれあい農園」として、農村と都市住民との交流の場とするために、田植え、稲刈り等の農作業体験をイベントとして企画しています。

地域の特産物を活用した料理の提供やそば打ち体験も含めた昼食会を実施するなど、田舎ならではの体験メニューを用意し、田舎そのものを都市住民に提供する「田舎ビジネス」の展開を図っており、参加した都市



ふれあい農園での稲刈り

住民の移住のきっかけとなることを期待しています。

(4) 地域ブランド確立への取組

地場農産物を使った六次産業化への取組として、地元酒販店で組織する「高遠旨い酒研究会」及び地元酒蔵と連携し、地酒(商品名やまむろ)作りに取組んでいます。

当法人は、標高九〇〇以上の水田約一四畝で、酒米(美山錦・山恵錦・ひとこころ)を減農薬、一部無農薬無化学肥料により栽培しています。そのうちの「ひとこころ」を原料米として地元酒蔵で醸造されるこの地酒は、地産地消へのこだわりから市内酒店のみの販売としています。

山室産の米を使い、高遠の蔵元で醸造し、高遠の酒屋だけで売れる真の地酒としての価値が評価され、人気も高く、ブランド化・消費拡大に寄与しています。



地酒「やまむろ」

(5) 各団体及び一般住民と連携した環境整備

多大な労力を要する畦畔管理及び大きな課題となつている有害鳥獣防止柵の整備については、中山間地域農業直接支払事業に取組んでいる山室集落協定、地域農業振興セン

ターとの連携により作業賃金を支払うことで当組合員以外の一般地域住民の皆様にも作業を実施してもらおう

などの、雇用の場を提供しながら労働力を確保しています。



畦畔の草刈り

このような環境整備を地域全体の協働作業として取組むことは、地域を守ることに必要で、人々の支え合い・協働の精神を醸成していくとともに、住民参加型集落営農に向けた環境づくりにも寄与しています。

(6) 新たな担い手確保・育成

J A、農業農村支援センターと連携し、新規就農研修生の受け入れ体制を整えています。研修生に対しては、経験に合わせたP D C Aサイクルを意識した育成プログラムを話し合いにより組み立て、目標を明確にするなど研修生に寄り添った支援をしています。

これらの取組により、研修生は、研修後、地区内に定住し収益が見込めやすい野菜栽培で独立就農したり、当組合のオペレーターとして法人の中核を担うなど、貴重な農業

の後継者となつていきます。

また、農業以外に正業がある人にも空いている時間に農作業をってもらう誘いをかけることで、農作業を副業としてももらうようにしています。

これをきっかけとして将来には、農業が副業から専業になることも期待できることから、地域農業の担い手候補としても、位置づけていきます。

今後の展望

(1) 農村RMOによる地域活性化の取組

山室地域のような中山間地域では、農業の担い手の高齢化・人口減少の一方で、自然景観に魅せられた移住者が増え、世帯の入れ替わりが進み、個別のコミュニティが形成されるなど、地区の合意形成が難しくなりつつあります。

また、農業生産活動のみならず、地域資源(農地・水路等)の保全や生活環境(買い物・子育て等)など、農村の集落維持に必要な機能の弱体化、維持困難化が進みつつあります。

こうした現状に鑑み、令和六年度からその課題解決を含めて農村の持続性を図る取組として、地域農業振興センターや中山間集落協定など農業者を母体とした組織と、自治会、地域社会福祉関連団体

など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、農用地保全、資源活用や生活支援等を推進する「農村RMO」の取組を、当組合が中核メンバーとして参画してスタートしました。

現在は地域内ワークショップなどで広く意見を求め作成した地域の将来ビジョンに基づく計画の実現に向けた実証を行うために、各組織間で連携した相乗効果を発揮できる体制を構築し、その組織の推進役として取組んでいます。

(2) 目指すべき農業について

(農)山室が考える目指すべき農業としては、やりがいと魅力があり、未来への希望が持てる農業を構築することであり、そのためには、地域の皆が関わることでできる農業(住民参加型農業)、安定性・継続性を優先する農業(適地適作・獣害対策)、環境変化に適応できる農業(スマート・DX化)を推進していくことが必要です。

今後もこれらの手段を意識しながら、何が良いかを常に探し続けることが、目指す農業に向けた終わりのない取組であると(農)山室の代表理事である大塚氏は自信を持って語られていました。

(担い手・農地部会 事務局長 砂場)

県・地域の動き

未来の田んぼ仕事を 実感！乗用除草機& 自動抑草ロボットの 実演会を開催

令和三年に国は食料システム全体で環境への負荷を減らし、持続可能な食料供給を実現することを目的とする「みどりの食料システム戦略」を政策として示しました。県はその方針を反映して「第四期長野県食と農業農村振興計画」を策定

しており、松本農業農村支援センターでは環境負荷の低減と生産性の両立を目指した持続可能な農畜産物の推進を行うため、技術導入や情報提供を進めています。水稻分野では、農薬使用量の低減を進めようとした時、特に雑草防除対策が大

きな課題となつていきます。そこで、田植え活着後から約一か月間における水稻除草剤の使用削減と安定した雑草管理を目的として、乗

用タイプの除草機及び自動航行型の抑草ロボットの実用性について、昨年度に引き続き安曇野市の法人Aの協力を得て、現地での効果試験を実施しています。

本年度は、これまでの組成成果や作業実態を多くの関係者と共有するため、六月一八日に実演会を開催しました。当日は行政、農協関係者のほか、環境にやさしい農業への新たな取組を検討している生産者や、二〇年以上水稻有機栽培を実践している生産者など、幅広い立場の約六〇名が参加しました。

三〇〇区画の水田三筆

で、株式会社オーレック製水田乗用除草機「WEEDMAN（ウィードマン）」、株式会社NEGREEN製自動抑草ロボット「アイガモロボ」、株式会社ハタケホットケ製抑草ロボット「ミスニゴール」の三種を実演しました。

作業手順や管理上のポイント、導入時の留意点などについて説明を行うとともに、参加者同士による活発な意見交換が行われました。これまで除草剤を使用しない場合には、多大な労力を要する手作業に頼らざるを得なかった株間除草を、機械が効率的かつ安定して行う様子に、参加者からは驚きの声が上がりました。「作業負担が大きく軽減されそう」「実際の動きを確認でき、導入後の営農イメージが具体化した」といった感想が多く聞かれました。

実際に機械が稼働する様子を目にすることで、環境にやさしい農業技術の実用

性や省力化効果をより現実的に捉えていただける実演会となりました。今後も、環境にやさしい農業とスマート農業の両面から、有用な農機と生産現場をつなぐ支援を行い、地域水稻農業の持続的な発展に寄与していきます。

（松本農業農村支援センター）



水田乗用除草機及び自動抑草ロボット実演会の様子

長野県農業開発公社 設立五五周年記念式典の開催

長野県農業開発公社は昭和四五年六月二日に旧民法

法人として設立され、長野県知事から指定された「農地中間管理機構」として、農用地の効率化及び高度化の促進を図るための農地の貸借及び売買を行う、営利を目的としない公益法人です。

これまで担い手への農地集積など、農地の有効活用に必要な貢献をしてきましたが、令和七年に設立五五周年を記念して記念式典を開催し、それに伴い記念誌の発行等を行いました。

過去にも記念式典として、平成一二年に設立三〇周年の記念式典を開催し、令和二年にも節目となる五〇周年記念式典を計画しましたが、新型コロナウイルス感染症等による諸情勢により、やむを得ず延期となりました。しかし、社会情勢も落ち着きを取り戻す中で、令和七年に五五周年記念式典を開催することになりました。

式典では、小林安男理事長から参加された方々や県

農政部、農業関係団体の皆様のご支援に対する感謝のことばと、当公社評議員である村山一善長野県農政部長から祝辞がありました。

次にこれまでの五五年間の主な出来事や事業実績について、記録写真等を利用したスライドで上映し、現在までの経過を紹介しました。

また、これまでの常勤理事長や長年勤務されたOB職員から、それぞれの立場で公社として関った業務についての講話があり、農業開発公社の業績を改めて認識する内容となりました。

国では、四半世紀ぶりに「食料・農業・農村基本法」が改正され、その中でも人と農地の確保については重要項目として取り上げられ、市町村が策定する「地域計画」に沿って当公社が貸借や売買の中心となって、具体的に実践する役割を受け持つこととなります。今後の事業展開については、今まで以上に農地の

集積・集約化の中心的役割を果たすべく国、県、市町村、関係団体等のご支援ご協力を得ながら事業実施することを約束し、式典を終りました。

(長野県農業開発公社)



設立五五周年の記念式典のようす

農業と福祉の連携を 考える「ノウフクシンポジウム」開催

1 農福連携とは

本県では、福祉分野と連携し、障がいのある方に農業の担い手として活躍して

もらう「農福連携」の取組を進めています。

この取組により、農業の新たな働き手の確保や生産の拡大に加え、障がいのある方の働く場の確保や賃金・工賃の向上につながることを期待されています。

2 シンポジウムの開催

農福連携の意義を広く発信し、取組をさらに広げることを目的に、令和七年一月二十九日(ノウフクの日)に、イオンモール須坂において「ノウフクシンポジウム」農福連携でともに育てる「うれしいおいしいみんなしあわせ」を開催しました。

シンポジウムはトークセッション形式で行い、行政の立場で関昇一郎県副知事が登壇したほか、農業者、障がいの者の就労支援を行う事業者、中小企業支援や宣伝広告の専門家がパネリストとして登壇し、それぞれの立場から、農福連携の意義や現状、今後の展望などについて話し合いました。



シンポジウムの様子

●トークセッションで話し合われたテーマ

- ・ノウフク連携の意義と地域における役割
 - ・成功事例に学ぶ 現場の取組と成果／現場での業務設計と配慮
 - ・認知の拡大と広報戦略(県民に届けるには)
 - ・収益化と持続可能なビジネスモデル構築
 - ・協働のために「連携体制づくり」と今後の支援
- 会場に集まった五〇名ほどの参加者の中には、農福連携に取り組み農業者や、障がいの者就労施設を利活用し、農業法人において農作業に携わっている方もおり、客席からもリアルな感想や意見が聞かれました。

まだまだ認知度の低い「ノウフク」という言葉や取組について、様々な観点から深く考える時間となりました。

3 「ノウフクマルシェ」を同時開催

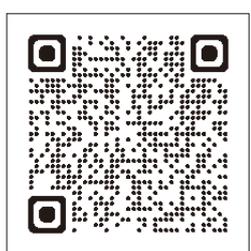
イオンモール須坂内の別会場において、マルシェ(販売会)を同時開催しました。

農福連携によりつくられた農産物を材料にしたお菓子や、野菜・果物などが販売され、イオンモールを訪れたお客さんが立ち寄って商品を購入していました。

4 シンポジウムの様子を動画で公開中

インターネット上で今回のシンポジウムの録画を公開していますので、是非ご覧ください。

(長野県農政部農村振興課)



録画は
こちらから
ご覧ください

農業者の経営継承について

親子間の継承

長野県農政部農業技術課 副主任専門技術員 相田 みさき

農業経営の継承は、目に見えない「農地・機械・設備等」だけでなく、目に見えない「技術やノウハウ、人脈等」を次の世代に引き継いでいくことを言います。

令和二年度に実施された「農業経営の継承に関する意識・意向調査（農林水産省）」によると、六〇歳代の経営主のうち、経営継承の意向があるのは五七・四％、そのうち後継者がいると回答したのは八〇・一％でした。その後継者の属性では「子」の割合が一番高く、九六・四％を占めています。

親族以外の第三者への継承も増加していますが、今回は事例として最も多い親子間での経営継承について説明します。

1 準備段階～継承に向けた第一歩

準備段階でよく話合うことが円滑な経営継承には必要不可欠です。また、技術の継承も含めた場合、五～一〇年単位の時間が必要となることもありますので、余裕をもって取組みましょう。

準備段階で話合いが必要なのは概ね次の事項です。

○経営継承は必要か

誰かの独断ではなく、家族を含めた関係者で継承の是非を検討しましょう。仮に継承しない場合、離農後の農地をどうするか、地域計画を含めて考えることが必要になります。

○誰が後継者になるか

本人の意向はもちろん、兄弟姉妹がいる場合はそれぞれの考えも確認し、了解

を得る必要があります。

また、農業経営の継承は家の継承ではありません。自宅や農業関係以外の資産はどうするのかをこのタイミングで話しておくことで後の話合いがスムーズになります。

○経営状況や資産を把握する
決算書等を利用して、経営や資産の状況を共有しましょう。

合わせて、経営理念やビジョンを話し合うことで、

今までの経営を土台とした新たな経営を考えることができます。

また、農業用機械や建物等の名義を確認することも大切です。親子間であっても資産の売買には消費税が発生する可能性があり、無償譲渡の場合は贈与税の対象になります。

なお、補助金を利用して導入した機械設備等の譲渡には補助金返還となる場合もあるので、必要に応じて、行政機関や税理士等の専門家へ相談しましょう。

2 計画段階～具体的な計画をたてる

経営継承を決めても、具体的な時期が決まっていなると先延ばしになってしまいます。そこで、経営継承の時期を「現在の経営者が〇歳になった時」「今から〇年後」と明確に決め、それまでに何をするかを継承計画を立てます。

計画の内容としては、継承予定日までの中期的な事業計画、現在の経営者や後継者のライフプランや事業継承の予定、資産の譲渡方法、後継者の育成等があります。それぞれの経営状態に合わせた計画を立て、文書として残しておくことで、関係者全員で計画を共有することができま

3 実行段階～計画を実行しよう

継承予定日に向けて、それぞれの項目を計画に基づき実行していきます。

定期的に、現在の経営者と後継者で進捗状況を確認し、計画どおりに進まない内容があれば、その都度原因と対策を考えて計画を修正し、実行を繰り返していきます。

なお、経営継承ができれば全て終わりではありません。関係者で話合いを続け、経営継承後の親との役割分担等について意識を共有することがさらなる経営発展につながります。

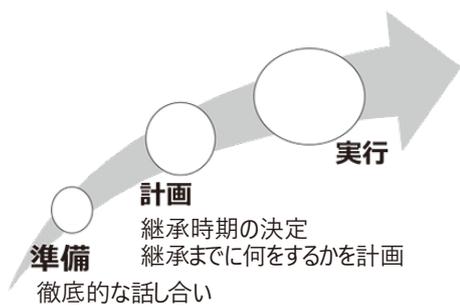


図 経営継承のイメージ

地域計画のブラッシュアップ・実践等に活用できる支援策について

本県では、令和7年3月末までに77市町村で444の地域計画が策定されました。地域計画は策定することがゴールではなく、継続的な話し合い・見直しにより完成度を高めること（ブラッシュアップ）、そして計画実現に向けて行動に移すことが肝要です。

本稿では、地域計画のブラッシュアップや実現に向けた取組に活用できる支援施策を紹介します。

※R8.1時点の情報を基に作成しており、今後の国の予算成立を踏まえ、内容の変更があり得ます。

1 目標地図に沿った農地利用・保全・集約を推進

事業名・施策名	概要	対象者・事業実施主体
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等において、地域の農業者等が農用地を維持・管理していくための協定を締結し、農業生産活動を維持していく取組を支援します。	農業者等
最適土地利用総合対策	地域ぐるみの話し合いにより土地利用構想の策定や、構想に基づく各種取組みを総合的に支援します。	市町村、地域協議会等
農地利用最適化推進事業のうち地域計画の実現を通じた農地の集約化の推進のための支援事業	地域計画のブラッシュアップ・実現に向けた農地所有者等の意向把握、現況地図・目標地図の素案作成、利用権設定等に向けた調整、地域の話し合いの会議開催等の活動に係る経費を支援します。	市町村、農業委員会、土地改良区、JA、民間団体等

2 地域計画の実現に向けた産地づくりを推進

事業名・施策名	概要	対象者・事業実施主体
地域農業構造転換支援事業	地域の中核となって、農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。	地域計画に位置付けられた担い手
新基本計画実装・農業構造転換支援事業	老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援します。	市町村、農業者の組織する団体等
強い農業づくり総合支援交付金	産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備を支援します。	市町村、農業者の組織する団体等
産地生産基盤パワーアップ事業	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。	地域農業再生協議会

果樹経営支援対策事業	産地計画に基づき、果樹の優良品目・品種への転換、省力樹形の導入、園地整備などの取組を支援します。	産地協議会
スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策	農作業受託等を行う農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業技術の現地導入とその効果を高める栽培体系への転換等の取組を総合的に支援します。	農業支援サービス事業者
農業農村整備事業	地域計画を踏まえ、担い手への農地の集積・集約化を進めるための区画の拡大、水管理の省力化等の基盤整備を支援します。	県、市町村、農業者等

3 地域計画に位置付けられた担い手の経営発展を推進

事業名・施策名	概要	対象者・事業実施主体
就農準備・経営開始支援事業	新たに経営を開始する49歳以下の者に対し、早期の経営確立を支援する資金を交付します。	新規就農者等
新規就農者チャレンジ事業	認定新規就農者（65歳未満）に対し、経営ステージに応じた農業用機械・施設の導入等を支援します。	新規就農者
新規就農者誘致環境整備事業（スマート農業導入就農型）	スマート農業技術を導入した実践的な研修農場の整備や、そのための体制整備を支援します。	市町村、地域協議会等
雇用体制強化事業（働きやすい環境づくりコース・産地間連携等推進コース）	雇用による人材獲得・定着を図るために、働きやすい環境づくりや他産地・他産業との連携による労働力確保等を支援します。	地域協議会等

◎事業の活用にあたって～市町村へのお願い～

地域計画と関連づけられた補助事業の活用にあたっては、地域の話し合いを踏まえて合意形成を図った上で、必要に応じて地域計画や目標地図の見直しを実施いただくようお願いします。

なお、地域計画と関連づけられた補助事業の一覧については、農林水産省HPでも公開されています。
(https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html)

◎事業の活用にあたって～農業者の皆様へのお願い～

「規模拡大のため農地の集約化を進めたい」「経営発展のため機械・施設を整備したい」等、地域計画の実現に繋がる取組の希望がある場合は、市町村農政担当課へまずはご相談ください。相談内容によっては、あらかじめ地域の話し合いによる合意形成や地域計画の変更手続き、県や国への事前協議等が必要となる場合もありますので、スケジュールに余裕を持って準備を始めましょう。

(長野県農政部農村振興課)